

1. 件 名：九州電力株式会社玄海原子力発電所のモニタリングポスト更新工事時におけるERSS伝送停止について

2. 日 時：令和元年12月20日 15:00～15:30

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

前澤防災専門職、宮地防災専門官

九州電力株式会社

東京支社原子力グループ 担当者 他1名

5. 要 旨

九州電力株式会社から、題記モニタリングポスト更新工事時におけるERSS伝送停止についての以下の概要説明があった。

- ・1/2号用モニタリングポストと3/4号モニタリングポストのうち、いずれかが伝送継続していれば、他方が停止してもERSSで監視が可能のため、代替措置は不要。
- ・点検や機能検査のための伝送停止についても代替措置は不要。

原子力規制庁より、1/14, 15, 16で電源振替が発生するが、当該期間は上記代替措置不要の要件には合致しないため、代替措置は必要との見解を伝えた。

九州電力株式会社から、当該期間は現場での監視が可能であるため代替措置を実施する旨の回答があった。

6. その他

配布資料：あり

資料1：玄海オフサイトモニタ更新工事時のERSS伝送状況